

釧路湿原自然再生 全体構想

概要版

釧路湿原自然再生協議会

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

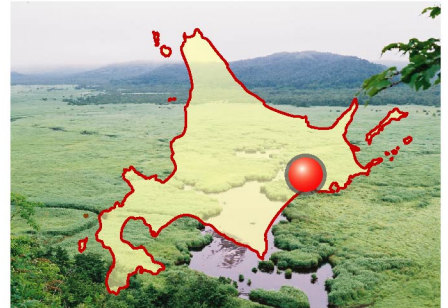
発行：2005年4月

編集・発行：釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

釧路湿原には、貴重で素晴らしい自然が多く残されています。しかし、その自然も近年の開発によって大きく変化してきました。自然環境の価値に多くの人々が気づき出した現在、残された自然を大切に、失われた自然を少しでも取り戻していくことが求められています。

自然の保全・再生を効果的に行なっていくために、2003年11月に行政機関や地域住民が参加して自然再生協議会が発足しました。この協議会が取り組むことの全体的な方向性を定めたものが「全体構想」です。

このパンフレットでは、全体構想のあらましについて紹介します。



全体構想とは？

全体構想は、自然再生の対象区域や目標、役割分担などを定めるためのもので、つくることが法律で決められています。そのため自然再生協議会では、発足直後から約1年間の検討を重ね、2005年3月にこの構想をまとめました。その間、地域検討会を開いて地元の人々の意見を聞いたり、広く全国から意見を公募したりして、さまざまな立場の意見を取り入れるようにしました。

この構想はいわば自然再生の“憲法”のようなもので、基本的な枠組みを定めています。具体的なやり方や内容については、今後実施計画というものが協議会や専門家の検討を経て、策定されます。

自然再生推進法（2002/12）に基づく
自然再生事業実施の流れ

自然再生基本方針 — 政府が策定
(2003/4/1)

自然再生全体構想 — 協議会が
策定(2005/3/31)

自然再生事業実施計画 — 各事業の
実施者が策定

そのほか、環境学習や調査研究などの
取り組みが展開される

全体構想の構成

全体構成は、以下のような構成になっています。

第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景

釧路地方の自然と歴史、自然環境が抱える課題、自然再生事業に至る経緯について紹介しています。

第2章 自然再生の基本的な考え方と原則

「自然再生」に取り組む上での基本的な原則（ルール）を記述しています。

第3章 自然再生の対象となる区域

この構想が対象とする区域について記述しています。

第4章 自然再生の目標

自然再生の取り組みが目指すべき姿（イメージ）、流域全体で達成したい目標について記述しています。

第5章 目標達成のために実施する施策と評価方法

上記の目標を達成するための具体的な取り組みを6つの分野に分けて記述しています。どんな手法でどんな課題に取り組むのか、その成果をどのように評価するのかを例示しています。

第6章 役割分担

協議会に参加している委員や行政機関どのような役割分担を自然再生にあたるかを記述しています。

どこが対象なのか？ [第3章 自然再生の対象となる区域]

釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域（分水嶺から河口までのすべての流域）を基本的な対象範囲として考えます。また、隣接する阿寒川水系下流のかつて一体であった南部の湿原や、最下流に位置する海域に関しても影響を考慮します。この範囲の面積は約25.1万ヘクタールにも及び、釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町・阿寒町の6つの市町村にまたがります。

◆釧路湿原の面積は約2万ヘクタールです。対象範囲が湿原の10倍以上にも及んでいるのが今回の大きな特徴です。これは、湿原生態系が流域全体の自然と深い関わりをもっており、流域を見渡して考えることが重要であるためです。



なぜ自然再生なのか？

〔第1章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景〕

〔第2章 自然再生の基本的な考え方〕〔第5章 目標達成のための施策〕

対象となる釧路湿原は、日本最大の湿原であり、そこに生育・生息する動植物や、湿原の中を蛇行する河川のダイナミックな景観は、他に類を見ないすばらしいものです。しかし近年、湿原周辺での人間活動の影響により、自然環境の急激な変化があらわれ始めています。

本構想が提案する**自然再生**は、過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする取り組みです。「自然再生」という言葉は、あまりなじみがないかもしれませんが、ここでは広い意味を持ち、自然の**保全・回復・復元・修復・維持管理・創出**などを含むものとします。したがって、自然をそのままの形で残すことから、自然の質を高めるような工夫をすることまでを含みます。**釧路**

湿原のすばらしい自然を取り戻すという大きな目標に向かって、様々な取り組みを効果的に組み合わせることが重要なのです。

※さまざまな「再生」

保全 conservation: 今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること。

回復 recovery: 自然が自律的に元の姿に戻っていくことを維持・支援すること。

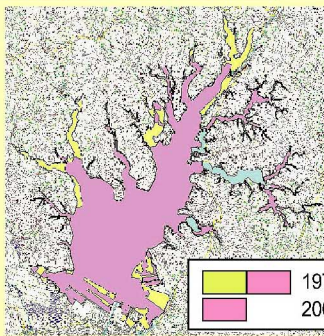
復元 restoration: 過去にあった自然の姿を人間の手で取り戻すこと。

修復 rehabilitation: 自然のもつ機能を人間の手で高めること。

維持管理 maintenance: 人間の手で生じた自然の良好な状態を人間の手で維持していくこと。

創出 creation: 自然がほとんど失われた場所に良好な自然を人間の手で作出すこと。

◆課題・湿原の減少



湿原は、1970年代後半に比べて約17%も消失しています。この多くは農地の造成や、南部の市街地や道路の開発によるものです。

◆課題・湿原の野生生物の減少

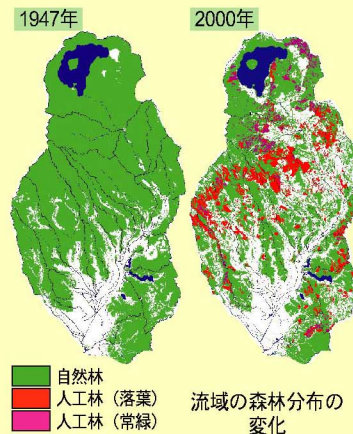
湿原の減少や乾燥化、河川や森林環境の質の低下などにより、湿原を代表するキタサンショウウオなどの希少な野生生物のすみかが減少してきています。また、シマフクロウやイトウは、地域から姿を消してしまうのではないかと心配されています。

◆課題・湿原へ流入する負担の増加



1960年代以降、流域から湿原への土砂流入量が増加しています。これは、森林が減少していることや、河道が直線化されて流れが速くなり川底が削られていること（写真）、上流・中流での氾濫を減らしたために下流まで土砂が来やすくなったことなどによります。その結果、湿原内に土砂の堆積が見られる場所が多くなり、生態系の質の低下や景観の悪化が懸念されています。

◆課題・丘陵地の森林の減少



流域内では森林施業が明治初期から行なわれ、戦後も人工林の造林や、農地開発・宅地開発によって自然林は減少してきています。このため、湿原への土砂流入量の増加、湧水の消滅など、森林と一体となった湿原生態系の質の低下が懸念されています。

何を目指すのか？

〔第4章 自然再生の目標〕

釧路湿原において、この自然再生が目指すのは、

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すことです。

◇思い描くイメージとしては...？

タンチョウやシマフクロウ、イトウなどがすみ多様な生命の環(わ)、川から海にわたる豊かな自然の幸、美味しい飲み水、雨が降っても土砂で覆われることの少ない氷辺、安らぎや感動を与えてくれる湿原景観...。こうした豊かな恵みを受けながら、地域の人々が暮らし、子どもたちが自然について学ぶ...



◇それは具体的にはいつ頃のイメージ...？

急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とします。

このような環境を取り戻していくことは大変なことで、50年、100年といった時間がかかるかもしれません。しかし、その実現のために湿原に関わる多くの人々が協力し、行動していくようになることが、目指している姿なのです。

流域全体として目指す目標をさらに具体的に整理すると、以下の3つになります。

流域全体としての目標

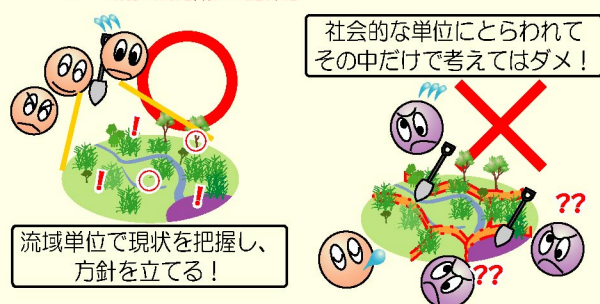
- 1 湿原生態系の質的量的な回復** 流域に残された良好な自然の保全をまず優先させながら、それに加えて周辺の劣化した生態系の復元、修復を進めることにより、健全な湿原生態系を回復します。
- 2 湿原生態系を維持する循環の再生** 湿原を支える豊富な湧水や地下水も含めた流域の健全な水循環と、その良好な水質を回復します。数千年かけてつくられてきた泥炭の上に成り立つ湿原が、自然のゆっくりとした時間の中でゆるやかに変化していくという、湿原本来の姿に近づけていきます。
- 3 湿原と持続的に関われる社会づくり** 湿原に与える負荷を減らすような環境に配慮する産業や、環境にやさしいライフスタイルを確立・普及するなど、流域全体で湿原とともに生きる豊かな地域づくりを進めます。

どのように進めるのか？

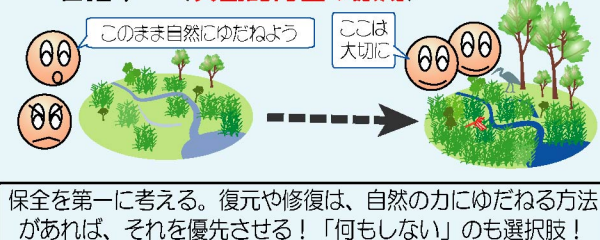
〔第2章 自然再生の基本的な考え方と原則〕

ここでは、自然再生に取り組む上で重要な10の原則を示します。全ての取り組みは、この原則に従って実施されます。

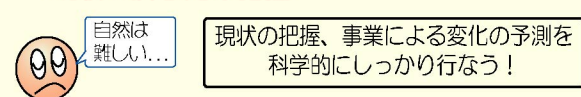
① 生態系のつながりがある流域全体を対象に考える（流域視点の原則）



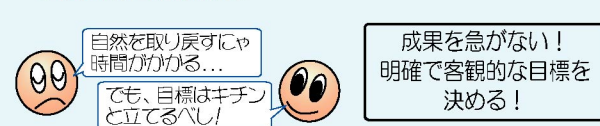
② 残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す（受動的再生の原則）



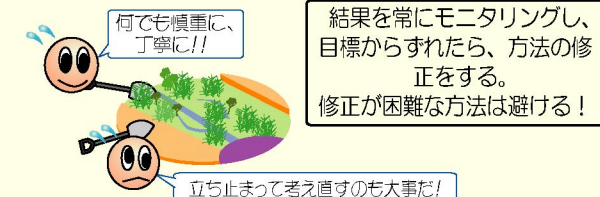
③ 科学的な知見を集積し、現状を把握する（現状の科学的な把握）



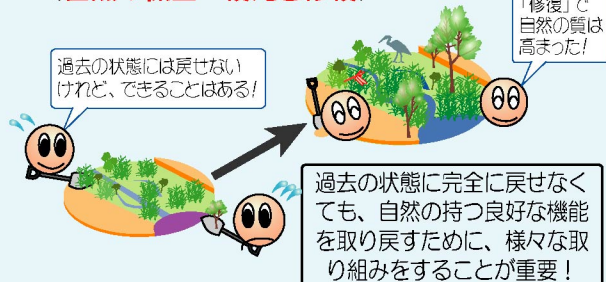
④ 長期的な視野で具体的な目標を設定する（明確な目標設定）



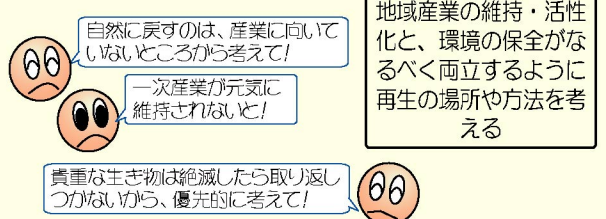
⑤ 各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する（順応的管理の原則）



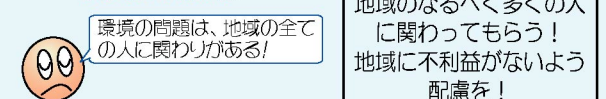
⑥ 良好で多様性のある自然を取り戻すという目標のために、「修復」も選択肢に含める（自然の保全・復元と修復）



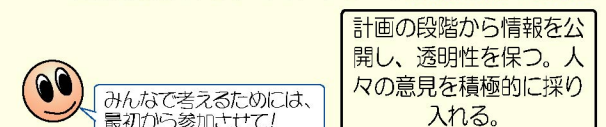
⑦ 地域の産業や治水・利水と自然環境の効果的両立を目指す（地域産業・治水との効果的両立）



⑧ 多くの人々が連携し、地域社会における生活の保全につながることを目指す（多様な主体の参加の原則）



⑨ 情報の公開と説明を十分に行ない、市民が主体的に関われるようにする（情報公開の原則）



⑩ 地域の自然環境と産業に対する理解を深める教育を並行して進める（環境教育実践の必要性）



何をやるのか？どう評価するのか？

〔第5章 目標達成のために実施する
施策と評価の方法〕

先に掲げた、流域として目指すべき3つの目標を達成するために必要な施策を6つの分野に分けて示しました。各分野は相互に関連性を持っているので、総合的に計画を立てて進めていくことが重要です。

1 湿原生態系と希少野生生物の 生息・生育環境の保全・再生



湿原の生態系と希少種を良好な状態で維持するため、湿原の保全・再生を図ります。

- ① 良好な湿原の保全
- ② 湿原の希少な野生生物の生息環境の保全・復元
- ③ 湖沼の希少な野生生物の生息環境の保全・復元
- ④ 湿原周辺の未利用地等の回復・復元 → 施策2・3・4と連携
- ⑤ 外来生物の管理手法の確立

2 河川環境の保全・再生



湿原への土砂・水の供給を適正にするために河川環境を再生し、湿原と一体化した豊かな河川生態系の保全と景観の復元を図ります。

- ① 良好な環境を有している河川の保全
- ② 河川本来のダイナミズムの回復・復元 → 施策1と連携
- ③ 河畔林など多様な環境の復元・修復
- ④ 河川の連続性の復元・修復

3 湿原・河川と連続した 丘陵地の森林の保全・再生



湿原への土砂の流入を軽減し水環境を保全するために、流域内の森林を再生し、湿原や河川ともつながりを持つ地域本来の豊かな森林生態系を再生します。

- ① 良好な機能を有している森林の保全
- ② 裸地等への森林の回復・復元 → 施策5と連携
- ③ 無立木地や造林地における森林生態系の回復・復元・修復
- ④ 生産が行なわれている森林での配慮・修復

それぞれの施策について、具体的な手法、その成果の評価方法を例示しました（本文参照）。これらや達成すべき数値目標については、今後、情報の集積と協議会での検討を重ねて充実させていくことになります。

4 水循環・物質循環の再生



湿原の生命の源となっている河川水・地下水などの水環境の保全・修復を図るとともに、流域における健全な水循環・物質循環の維持を図ります。

- ① 釧路川流域の水・物質循環メカニズムの把握
- ② 望ましい地下水位の保全・復元 → 施策1・2と連携
- ③ 流入水の水質の保全・修復 → 施策3・5と連携

5 湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制



湿原や湖沼への急激な土砂の堆積による環境の悪化を防ぐため、流域からの土砂流入量を軽減します。

- ① 土砂の生産・流送・堆積メカニズムの把握
- ② 土砂生産源での流出量の抑制 → 施策2・3と連携
- ③ 湿原への土砂流入量の軽減

6 持続的な利用と環境教育の促進



釧路湿原の持続的な利用と自然の再生を推進するため、環境教育や市民参加等の取り組みを推進します。また、地域産業が自然環境を持続的に利用できるようにするための方策について検討し、連携を深めます。

- ① 環境教育の充実とネットワーク化
- ② 自然再生事業の情報発信と市民参加の推進
- ③ 湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり
- ④ 地域産業の持続的発展のあり方の検討
- ⑤ すぐれた景観の保全

誰が取り組むのか？

〔第6章 協議会の構成と役割分担〕

この全体構想で掲げた目標を達成していくために、自然再生協議会の構成員は、お互いに協力して、それぞれの取り組みを可能な限り実施・参加していくことが求められます。

また、さまざまな立場の人々の意見・評価を受け止めて、丁寧に進めていく必要があります。



関係行政機関
地方公共団体

自然再生への取り組みを主体的に推進するとともに、地域住民などが実施する取り組みについて必要な協力をします。



専門家

科学的なデータの収集をして、その成果が活用されるように提供します。また、それぞれの取り組みの実施や成果の評価が科学的知見に基づいてなされるよう助言します。



地域住民
土地の所有者

湿原やその周辺の環境を持続的に利用する産業や生活を推進します。また、その地域で行なわれる自然再生への取り組みに協力・参加します。



NPOなどの
市民団体

自然再生への取り組みを自主的に実施したり、行政等が行なう取り組みに参加・協働します。

全体構想本文の入手方法・問い合わせ先

全体構想の本文（全50ページ）や、策定に至る議論の経緯、自然再生協議会のニュースレターなどの各種資料は、右の行政機関や関係市町村役場で配布しています。また、協議会ホームページ <http://www.kushiro-wetland.jp/> でも公開しており、ダウンロードができます。

この冊子で関心を持たれた方はぜひ入手してみてください。

●連絡先 釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

北海道釧路支庁 北海道釧路土木現業所
国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部
環境省自然環境局 東北海道地区自然保護事務所
林野庁北海道森林管理局 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター

【所在地】〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地

【TEL】0164-23-1363 【FAX】0164-24-6839 【MAIL】info@kushiro-wetland.jp